

会員各位

令和3年7月吉日
(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会
川崎中支部
青年部会会長 富田一誠

賃貸住宅管理業法研修のご案内

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が本年6月15日に施行されたことに伴い、賃貸住宅管理戸数が200戸以上の賃貸住宅管理業者は国土交通大臣への登録が義務付けられました。神奈川県宅地建物取引業協会顧問・立川正雄弁護士に、本法律の概要やどのような業務が管理に該当し、登録義務の対象となっていくのか等具体的にわかりやすくご教授いただけるよう青年部主催の研修を企画しました。

記

- 日時 令和3年8月31日(火)
13時30分～15時30分(受付開始13時15分より)
- 場所 川崎市総合自治会館 4Fホール
住所 川崎市中原区小杉町3丁目600番 コスギサードアヴェニュー4階
TEL 044-733-1232
- 内容 ①賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の概要
②賃貸住宅管理業者の登録制度について
- ※コロナ感染症対策により先着100名まで(定員200名の会場)となります。
青年部主催の研修ですがどなたでも参加可能です。
お申し込みは、8月19日迄に下記宛にFAXにてお願いいたします。

川崎中支部事務局 FAX:044-733-2058

「賃貸住宅管理業法研修」参加申込書

商号：

参加者名：
